

令和2年1月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和元年度1月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第3号	農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第49号	農地法第3条許可申請書審議について	(7件)
議案第50号	農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第51号	農地法第5条許可申請書審議について	(3件)
議案第52号	農用地利用集積計画審議について	(135件)
議案第53号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1,148件)
議案第54号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について	

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 田原 嘉治	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 日高 格一	6番 池田 澄弘
7番 野元 政博	8番 横山 義晴	9番 迫 千穂子
10番 末永 義弘	11番 馬場 五男	12番 久木田 洋子
13番 東 芳男	14番 今村 壽久	15番 山口 義廣
16番 奥 和俊	17番 濱村 義美	18番 池畑 正治
19番 今屋 政市		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20番 南 宏機	21番 <欠員>	22番 東峯 満	23番 松崎 秀樹
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 山下 浩二
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 有馬 修一	31番 上野 勉
32番 肥後 博		34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

33番 西園 賢一郎

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	東 浩文
農地調整係長	元山 敏志	農業振興係	内 智富美

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和元年度1月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が13名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、11番「馬場 五男」委員と、12番「久木田 洋子」委員を指名させていただきます。
次に、日程第2、報告第3号農地等の現況に係る報告審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。
番号1の農業委員会の取り扱い是非農地です。
なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 11番 報告第3号の番号1について報告いたします。
令和2年1月14日、私と副の迫委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
現況地目は宅地です。
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。
- 議長 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、報告第3号農地等の現況に係る報告審議を終わります。
次に、日程第3、議案第49号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の3頁をご覧ください。7件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,212㎡、作物はオリーブです。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,544㎡、作物は茶です。
なお、これは親子間の所有権移転です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,567㎡、作物は水稻です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,153㎡、作物は野菜です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,763㎡、作物は野菜です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,510㎡、作物は甘藷です。
番号7の権利種別は使用貸借権設定、権利取得後の経営面積は2,095㎡、作物はシキミです。
なお、これは親子間の使用貸借権設定です。
以上、計7件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 15番 議案第49号の番号1について報告いたします。
令和2年1月19日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は重機等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第49号の番号2について報告いたします。

令和2年1月19日、私と正の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第49号の番号3について報告いたします。

令和2年1月24日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第49号の番号4について報告いたします。

令和2年1月20日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第49号の番号5について報告いたします。

令和2年1月21日、私と副の久木田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第49号の番号6について報告いたします。

令和2年1月21日、私と副の迫委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第49号の番号7について報告いたします。

令和2年1月19日、私と副の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第49号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第49号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第50号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の12頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、駐車場です。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第50号の番号1について報告いたします。

令和2年1月22日、私と副の檜物委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日吉支所から約490mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、議案第50号農地法第4条許可申請書審議の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数ですので、議案第50号農地法第4条許可申請書審議の案件について許可することに決定しました。
- 次に、日程第5、議案第51号農地法第5条許可申請書審議の案件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の14頁をご覧ください。3件です。
番号1と番号2の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。
番号3の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。
なお、農地以外の隣接地と一体利用する番号1の事業計画全体面積は967.36㎡、番号2の事業計画全体面積は810.38㎡です。
また、番号3は、転用済みのため、始末書が付いています。
以上、計3件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 7番 議案第51号の番号1について報告いたします。
令和2年1月22日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 7番 議案第51号の番号2について報告いたします。
令和2年1月22日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 16番 議案第51号の番号3について報告いたします。
令和2年1月20日、私と副の重水委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第51号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第51号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第52号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。

会長 山口委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

15番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 22頁の番号17です。貸借です。

面積について、田は815㎡、畑はなし、計815㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第52号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第52号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

15番 [着席]

会長 次に、濱村委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 24頁の番号24、番号25、農地中間管理機構分として40頁から41頁の番号42から番号46です。貸借です。

これにつきましては、濱村委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は453㎡、畑は1,816㎡、計2,269㎡、うち再設定面積は2,269㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。

農地中間管理機構分として、田は3,312㎡、畑は2,340㎡、計5,652㎡、利用権設定件数は5件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第52号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第52号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

濱村委員に着席の連絡をしてください。

17番 [着席]

会長 次に、今屋委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 24頁の番号26です。貸借です。

面積について、田は1,422㎡、畑はなし、計1,422㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第52号農用地利用集積計画審議の今屋委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第52号農用地利用集積計画審議の今屋委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

今屋委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、横山委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分として35頁から36頁の番号8から番号16です。貸借です。

これにつきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は8,487㎡、畑は5,008㎡、計13,495㎡、利用権設定件数は9件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第52号農用地利用集積計画審議の横山委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数ですので、議案第52号農用地利用集積計画審議の横山委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。
横山委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]
会長 次に、末永委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 農地中間管理機構分として36頁の番号17です。貸借です。
面積について、田は2,957㎡、畑はなし、計2,957㎡、利用権設定件数は1件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑ございませんので、議案第52号農用地利用集積計画審議の末永委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数ですので、議案第52号農用地利用集積計画審議の末永委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。
末永委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着席]
会長 次に、馬場五男委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 農地中間管理機構分として39頁の番号33です。貸借です。
面積について、田はなし、畑は866㎡、計866㎡、利用権設定件数は1件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑ございませんので、議案第52号農用地利用集積計画審議の馬場五男委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数ですので、議案第52号農用地利用集積計画審議の馬場五男委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。
馬場五男委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]
会長 次に、楠委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

3番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 農地中間管理機構分として40頁の番号39、番号40です。貸借です。
面積について、田はなし、畑は1,668㎡、計1,668㎡、利用権設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第52号農用地利用集積計画審議の楠委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第52号農用地利用集積計画審議の楠委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

楠委員に着席の連絡をしてください。

3番 [着席]

会長 次に、東委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分として40頁の番号41です。貸借です。

これにつきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田はなし、畑は1,444㎡、計1,444㎡、利用権設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第52号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第52号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、有馬委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

30番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分として41頁の番号47です。貸借です。

面積について、田は572㎡、畑はなし、計572㎡、利用権設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第52号農用地利用集積計画審議の有馬委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第52号農用地利用集積計画審議の有馬委員関係の案件について、計画案

どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

有馬委員に着席の連絡をしてください。

30番 [着席]

会長 議事参与制限等の案件が済みしましたので、その他の案件を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転から説明いたします。資料の18頁です。

面積について、田はなし、畑は11,720㎡、計11,720㎡、利用権設定件数は4件です。

次に、貸借について説明いたします。資料の19頁から29頁です。

面積について、田は29,595㎡、畑34,657㎡、計64,252㎡、うち再設定面積は41,985㎡、利用権設定件数は51件、うち再設定件数は33件です。

その他、農地中間管理機構分について説明いたします。

資料の30頁から45頁です。

面積について、田は10,328㎡、畑は207,410㎡、計217,738㎡、利用権設定件数は214件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第52号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第52号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第7、議案第53号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の46頁から75頁をご覧ください。

本案件は、令和元年8月から9月にかけて実施した農地利用状況調査による調査結果でございます。

東市来分、田268筆130,804.06㎡、畑485筆227,586.03㎡、計753筆358,390.09㎡です。

伊集院分、田41筆24,962.38㎡、畑72筆53,110㎡、計113筆78,072.38㎡です。

日吉分、田33筆23,827.27㎡、畑96筆45,543.57㎡、計129筆69,370.84㎡です。

吹上分、田46筆14,936.97㎡、畑107筆42,722.85㎡、計153筆57,659.82㎡です。

合計、田388筆194,530.68㎡、畑760筆368,962.45㎡、計1,148筆563,493.13㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第53号荒廃農地に係る非農地判断審議のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第53号荒廃農地に係る非農地判断審議のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

次に、日程第8、議案第54号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の76頁をご覧ください。

この決議は、令和元年11月28日開催の全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたことを受け、すべての農業委員会で、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することはもとより綱紀の保持に一層努めるため、総会において申し合わせ決議を行うものです。

また、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、毎年度1回以上の実施が求められています。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第54号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について提案どおり決議することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第54号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について提案どおり決議することに決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理お願ひします。

2番 令和元年度1月総会を閉会します。

(閉会 10時00分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

11番 (印)

12番 (印)